

前 文

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、金ケ崎町の区域における国土（以下「町土」という。）の利用に関して必要な事項を定め、町土の総合的、計画的な利用を図るうえでの指針とするもので、国土利用計画岩手県計画（第四次）を基本とし、地方自治法第2条第4項の規定に基づく金ケ崎町基本構想に即して策定するものである。

なお、この計画は、社会経済情勢の変化等に対応し、必要に応じ見直しを行うものとする。

1. 町土の利用に関する基本構想

(1) 社会環境の現状と金ケ崎町の課題

今後の町土の利用を進めていく上で、重要な影響を及ぼすと思われる社会環境の現状と金ケ崎町の課題は、次のとおり考えられる。

イ. 少子高齢化社会の進行

日本は、平成 16 年をピークに人口減少社会に突入し、合計特殊出生率は昭和 50 年代から 2.00 を下回り、平成 21 年には 1.37 まで下降し少子化が進行している。今後は、団塊世代の高齢化が控え、10 年後の平成 32 年には全国の高齢化率は 29.2% まで上昇すると見込まれている。

当町においても少子高齢化は着実に進行し、昭和 60 年と平成 17 年の国勢調査結果では 65 歳以上の割合は 12.2 ポイント上昇し 24.9% となり、14 歳以下の割合は 5.3 ポイント減少し 13.9% となっている。本町の合計特殊出生率は、1.65 (H19) と県、全国平均を上回っているが、国立社会保障・人口問題研究所が推計した結果によれば、本町も人口が減少し、さらに少子高齢化が進むと予測されている。

一方、世帯数は年々増加し核家族化が進行しているが、地域社会での人間関係の希薄化により、子育てへの不安解消のための相談体制の整備などが求められている。

また、健康で寿命を全うできるように子供から高齢者まで健康づくりと食育の推進を積極的に行い、健康寿命の延伸を図り、元気な高齢者が多い町、住んでみたいと思われる町としての取り組みが今後ますます重要になっている。

ロ. 産業の動向

平成 19 年 (2007 年) に発生したサブプライムローン問題に端を発した世界同時不況は、グローバル社会の中では様々な分野に大きな影響を及ぼした。景気は持ち直しが期待され、国内の製造業は世界景気の緩やかな回復の兆しも見られているが、雇用情勢は依然厳しく、平成 22 年 11 月の岩手県の有効求人倍率は 0.49 倍となっている。

また、農業では平成 22 年に実施した農林業センサスの結果によると、当町の農業就業人口は 1,589 人で 5 年前に比べ 36.3% 減少し、就業人口の平均年齢は 65.3 歳と 5 年前に比べ 0.8 歳上昇している。さらに、平成 22 年産米の概算金は 60Kg あたり 1 万円を割込み、農業経営は一段と厳しさを増している。

このような中、当町には県内最大の工業団地があり、医薬品、半導体、自動車の 3 大産業の集積により雇用の場を提供している。これら既立地企業のフォローアップとともに、環境・エネルギーなどの新たな産業分野の誘致を進め、安定した雇用の拡大を図らなければならない。

農業では、当町の農業従事者の平均年齢も 65 歳を超えている。町原風景の水田、そして基幹産業の農業を維持するために、農家所得の向上に向けた取り組みと多様な担い

手の育成が課題となっている。

今後の持続的な発展のためにも、第一次、第二次、第三次産業のバランスのとれた産業構造を継続していく必要がある。

ハ. 環境問題

地球温暖化をはじめ、地球規模での環境問題が深刻化する中、環境に配慮した資源循環型社会の形成に向けた取り組みが急務となっている。また、限りある資源・エネルギーを有効活用し、環境への負荷が少なく持続的に発展可能な社会を構築していくことが求められている。そのためには、資源・エネルギーの節約、再利用はもとより、地域の産業経済においても、環境へ対応及び配慮した技術の開発、普及、ごみの分別の徹底による廃棄物の減量やリサイクル、新エネルギーの活用などの取り組みが必要とされている。

当町では、平成11年に宣言した「田園環境保全の町」に基づき、環境に限られた資源であることを深く認識し、町民が健康で文化的な生活を営むことができる恵み豊かな環境を後世に継承するため、循環型社会の形成に向けた取り組みを行うとともに、それを実践する者に具体的な目標設定を行うなど地球温暖化対策、さらに生物多様性へも配慮したまちづくりに取り組む必要がある。

二. 情報化時代

インターネットや携帯電話などをはじめとする情報通信技術の発展はめざましく、その影響は日々の私たちの生活全般に及んでいる。インターネットを通じて世界の人々との交流や取引が手軽に行える「ＩＣＴ時代」を迎えている。さらに、医療、福祉などあらゆる分野で新たな可能性を生み出している。こうした情報システムの急速な転換に対応できない情報弱者への支援をはじめ、地域による情報格差の発生、個人情報保護も課題となっている。

当町においても、地域における情報の不均衡解消に向けた対応と情報通信システムを活用した行政サービスの維持、向上を図っていく必要がある。

ホ. 地域協働の取り組み

地域の歴史、文化などその地域の良さを知る地域住民の方々が地域づくりを主体的に行う時代に入り、自らの地域の課題は地域で主体的に取り組み、行政も同じ目的のもとその地域づくりに関わる「協働」という取り組みが今後さらに活発に行われることが想定される。

当町では、平成19年から3年間岩手地域づくり大学・かねがさき校を開校し、その中で各自治会において地域づくり計画が策定され、今年度はその地域づくり計画の見直しを行っている。その見直し内容は本計画と連動されたものとなっている。その計画に基づき、住民、地域が主体的に地域づくりを実践するために町も支援を続けていく必要がある。

へ. 地域主権の時代

平成12年の「地方分権の推進を図るための関連法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）及び平成19年4月1日に施行の「地方分権改革推進法」により、地方自治体は地域の実情と創意工夫に基づいて、個性と活力に富んだ地域づくりを進めることが重要となっている。

さらに国では、「地域主権戦略会議」を設置して「地域主権」改革を断行することとし、併せて、地域資源を最大限活用する仕組みを地方公共団体と住民、NPO等の協働・連携により創り上げ、分散自立型・地産地消型としていくことにより、地域の自給力と創造力を高める地域主権型社会の構築を図る「緑の分権改革」を推進することとしている。

地方自治体は、行財政改革の推進、職員の資質向上、地域住民への情報開示など積極的に行い、自立した行政経営に向けて取り組まなければならない。

当町においても、同様に金ケ崎町第4次行財政改革大綱に基づいた取り組みを行う必要がある。

また、地域主権社会の中では、地域ごとの課題に対応し、けん引役となるリーダーと次代のリーダー養成など、地域づくり、まちづくりを支える女性も含めた人材の育成が急務となっている。

このほか、当町の特色でもある鳥海柵遺跡や県内で唯一選定された城内諏訪小路地区重要伝統的建造物群の歴史的、文化的遺産を活かしたまちづくりを進める必要があるとともに、この歴史的遺産を単発で発信することなく、「自然・産業・文化」といった町のイメージとして総合的に発信するなど、地域主権の流れの中では、金ケ崎町のアイデンティティ（個性）が発揮できるまちづくりを進めていかなければならない。

（2）町土利用の基本理念

金ケ崎町の5年後、10年後のあるべき姿を見据えた「第九次金ケ崎町総合発展計画」では、今まで守られてきた自然と歴史・文化が調和した環境を次世代へ繋げるため、また、これまで築きあげてきた農業、商業、工業などの産業において、今後も岩手県をリードする町として躍進することを目指し、町民、地域、企業、団体、それぞれの立場において、連携と協働のもと、人と地域のつながりや支えあいを大切に今もこれからも住みたい町、住んで良かったと言える町の実現に向け

「人と地域が支えあうまち 金ケ崎」

をまちづくりの将来像に掲げている。

また、今後のまちづくりにおける課題としては、次の9項目をあげている。

1. 少子高齢化への対応
2. 定住化の促進
3. 産業のグローバル化への対応
4. 農業所得の維持・向上

5. 安定した雇用の拡大
6. 環境に配慮した資源環境型社会の形成
7. 生活基盤のさらなる充実
8. 住民主役の地域協働の取り組み
9. 歴史的、文化的遺産の有効活用

これらの課題を解決し、理想とする将来像を達成するために地の利や豊かな自然環境などの地域特性を活かすことを基本とする。

なお、町土の利用については、地域特性を活かすための基本的要素であるため、本町では、田園地帯、工業団地、商業地、伝統的建造物群保存地区の選定など、地域特性を顕在化し、これにふさわしい土地利用の方向を示してきている。これを継続して現実化していくためには、既存の利用と地域特性に応じた利用転換を図るなど、連携した有効かつ合理的な利用と誘導が必要である。

また、町土が現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとする。

(3) 町土利用の基本方針

豊かで多様な自然との調和のとれた町土を創造していくため、土地需要と地域特性を踏まえた適切な利用と限られた町土資源を前提とした有効利用を促進し、量的な調整と質的な向上を図ることを基本として、次の方針に沿った土地利用を推進する。

イ. 土地需要の量的な調整

農用地、森林、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地利用の可逆性、地域社会や生態系等への影響が少なくないこと等を考慮し、低未利用地の利用促進に努めつつ、長期的な展望にたって、計画的かつ慎重に行うことを基本とする。

増加する宅地などについては、秩序ある良好な市街地の形成を目指し、宅地等の必要な用地の計画的な配置に努める。また、市街地を中心とした土地の有効利用により、その合理化及び効率化を図る。

農林業用地を含む自然的土地利用については、都市的土地利用との連携のもと、農林業の生産活動とゆとりある生活環境や心豊かな人間形成の場として、良好な自然環境の維持に配慮した適正な保全と活用に努める。

ロ. 町土利用の質的向上

限られた町土資源の利用価値を高めるため、安全性、快適性、効率性、文化性、自然環境の観点からその質的向上を図る。

安全性の向上については、水害をはじめとする各種の災害から町土を守るため、土地利用関係法令等の適切な運用による適正な土地利用を通じて、総合的な防災対策を推進する。

快適性の向上については、良好な生活環境施設を整備するとともに、自然と都市的機能の調和のとれた魅力的な環境の形成を図る。

効率性の向上については、生産生活諸活動が効率的に行われるように、生産生活基盤の体系的かつ有機的な整備を推進する。

文化性の向上については、本町の風土に培われた歴史的・文化的遺産を適切に後世に継承し、緑豊かな個性あふれる自然や風土景観を活かすことを基調として、一体的に森林・農地等の保全と活用を図る。また、面的な町土の環境形成に努めるため、関係法令等の適切な運用により規制誘導を図る。

自然環境については、水や緑等の豊かな自然環境が残されている本町の特性にかんがみ、生物の多様性が確保された自然の保全に努め、自然のシステムの循環にかなった町土利用を目指す。

ハ. 地域類型別の町土利用の基本方向

1. 緑地保全ゾーン

木材生産等の経済的機能をはじめ土地の保全、水源かん養、保健休養、自然環境の保全、景観形成等の公益的機能が永続的に発揮されるよう森林の保全と整備に努める。

2. 田園ゾーン

農用地の利用については、限られた土地を高度利用するために既存農用地の条件整備を推進し、さらに農業近代化施設の整備を進めながら生産性の高い農業経営体の育成に資するように農地利用の合理化を推進する。また、宅地需要や生産基盤整備への対応、産業施設等を目的とした農用地の転用については、農業振興の観点から地域をすみわけし計画的な土地利用に努める。

3. 住居ゾーン

地域特性に配慮した良好な居住環境を確保するため、道路をはじめとした生活関連施設整備を計画的に進める。また、谷地・横道地区にあっては、宅地開発指導要綱等に基づき居住環境の整備を図る。

4. 商業・業務ゾーン

商業の活性化及び良好な環境に配慮し、既存市街地の商業用地は維持発展のための環境整備に努めるほか、国道4号沿道などの商業業務系の土地利用動向を踏まえ、需要に対応した今後の土地利用について必要に応じ検討する。また、北部地区流通業務団地内の未分譲地への企業誘致に努める。

5. 工業ゾーン

環境保全に配慮しつつ岩手中部（金ヶ崎）工業団地内における未操業地の有効活用と森合工業団地への企業誘致に努める。

6. 産業等支援ゾーン

町都市計画において工業専用地域及び準工業地域に指定されている寺下地区については、城内諏訪小路重要伝統的建造物群保存地区の外周部を成し、緑の要害であった往時を今に伝えるための一体的な景観を有する地区として位置づけられている。同地区にあってはこのような景観の保全に努めるとともに、今後の社会経済の動向を踏まえ、町の産業振興に資する土地利用の誘導に努める。

7. 複合型産業業務ゾーン

北上金ヶ崎インターチェンジに隣接するこのゾーンには、地方卸売市場の立地や北部地区流通業務団地が整備されており、当該団地内未分譲地への企業誘致に努める。さらにインターチェンジ西側隣接地は、高速交通機能を活用する物流施設等、複合的な産業業務用地としての活用を柱とし有効利用が図られるようその誘導に努める。

8. 交流ゾーン

交流ゾーンについては、緑地保全ゾーンと隣接する豊かな自然環境に恵まれている地域一帯となっており、具体的には栗駒国定公園内の傑出した自然の景勝地、西部地区の千貫石ため池周辺の温泉・森林レクリエーション地帯や大規模酪農地帯の牧野景観、ゴルフ場等の保養・娯楽施設地帯となっている。この貴重な自然、景観、施設を活用し、交流人口の増加を目指すとともに、自然環境、景観、周辺住環境が損なわれることのないよう適宜規制、誘導し保全に努める。

（４）利用区分別の町土地利用の基本方向

イ. 農用地

農用地については、限られた土地を高度利用するために既存農用地の条件整備を推進し、さらには農業近代化施設の整備を進めながら生産性の高い農業経営体の育成に資するよう農用地利用の合理化を推進する。

また、外延的な規模拡大の困難な平坦地においては、土地の流動化による集積を行い、大区画ほ場整備への取り組みを図り、なだらかな台地では酪農、畜産等による外延的規模拡大をするため、草地の造成あるいは草地の集団化を図る土地利用を推進する。

さらに、町土保全機能、安らぎ・潤いの空間や防災空間としての機能、近年の自然体験志向に対応した多面的機能が効果的に発揮できるよう努める。

なお、今後の宅地需要や生活基盤整備への対応、産業施設等を目的とした農用地の転用については、農業振興の観点から地域を整理したうえで、計画的な土地利用に努める。

ロ. 森 林

木材生産等の経済的機能をはじめ町土保全、水資源かん養、保健休養、自然環境の保全、景観形成等の公益的機能が永続的に発揮されるよう森林の保全と整備に努める。

特に、市街地周辺部の森林については、良好な生活環境と本町の風土を維持するための緑地として、保全に努める。

ハ. 原 野

原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を図る。その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

二. 水面・河川・水路

河川の氾濫の恐れがある地域における安全性の確保、並びに農業生産の安定化を図るための農業用排水路等の整備に要する水面・河川・水路用地の確保を図る。

水面・河川・水路の整備にあたっては、これらが有する水の浄化作用等の自然環境保全に関わる機能の維持向上に配慮するとともに、潤いのある水辺環境やオープンスペースとして多様な機能の維持向上に努める。

ホ. 道 路

道路のうち一般道路については、地域間の交流・連携を促進し、町土の有効利用や便利で快適な生活と産業基盤を推進するうえで不可欠な基盤であることから、良好な生産生活基盤の整備を目指し、体系的な道路網の形成とこれに必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

一般道路の整備にあたっては、既存の土地利用に与える影響を考慮しながら、産業振興、地域間の交流・連携の活発化を図り、地域づくりや地域おこしを支えるとともに、交通機能、延焼防止等の防災機能、公共・公益施設の収容機能等道路の多面的機能の確保はもちろん、道路の安全性や快適性の向上、環境との調和など人や自然に優しい道づくりに努める。

また、農林道については、農林業の生産性の向上や農林地の適正な管理を図る ため、必要な用地の確保を図る。農林道の整備にあたっては、生活・産業道路として活用され得る事にも考慮し、周辺環境の保全や適正な土地利用の誘導に十分配慮する。

ヘ. 住宅地

住宅地については、世帯数の増加、少子高齢化、都市化の進展の動向などに対応し、地域特性に配慮した良好な居住環境の確保を目標として、道路、下水道をはじめとした生活関連施設の整備を計画的に進めながら、必要な用地の確保を図る。

町の中心部においては、安全で快適な潤いのある市街地形成を目標に、空地等を公園

や広場等に活用するなど、ゆとりある居住環境の形成を推進する。また、集落においては、コミュニティー施設の整備を図りながら、農村の特性を活かした良好な生活環境の形成に努める。

ト. 工業用地

工業用地については、今後の工場立地動向や将来の工業振興の継続的发展に対応しながら、環境の保全等に配慮しつつ、農業生産との調和を考慮しながら、計画的に必要な用地の確保を図る。

チ. その他の宅地

商業業務に関する宅地については、商業の活性化及び良好な環境の形成に配慮し、そのうち、既存市街地の商業用地は、維持発展させるための環境整備に努める。また、国道4号沿道など新たな商業業務系の土地利用について、既存市街地とのバランスに配慮するとともに、用地の需要や都市間の広域的な影響等を踏まえ、必要に応じて用地の確保を図る。

複合型商業用地については、道路や駐車場用地等の確保と、周辺土地利用や地域景観との調和に配慮する。

リ. その他

以上のほか、文教施設、公園緑地、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、町民生活上の基本となるもので、町民ニーズの高度化・多様化を踏まえ、環境の保全や安全性、利便性、快適性の向上及び潤いのある環境づくりに配慮し、町民に開かれた憩いの場として、各施設の機能が発揮できるための必要な用地の確保を図る。

2. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

イ. 計画の目標年次は平成 32 年とし、基本年次は平成 20 年とする。

ロ. 町土の利用に関して基礎的な前提となる人口と総世帯数については平成 32 年において、それぞれおよそ 16,000 人、5,400 世帯と想定する。

ハ. 町土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分とする。

ニ. 町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土の利用の現況と変化についての調査に基づき、用地原単位等を考慮して利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行って定めるものとする。

ホ. 町土の利用に関する基本構想に基づく平成 32 年の利用区分ごとの規模の目標は、次頁の表のとおりである。

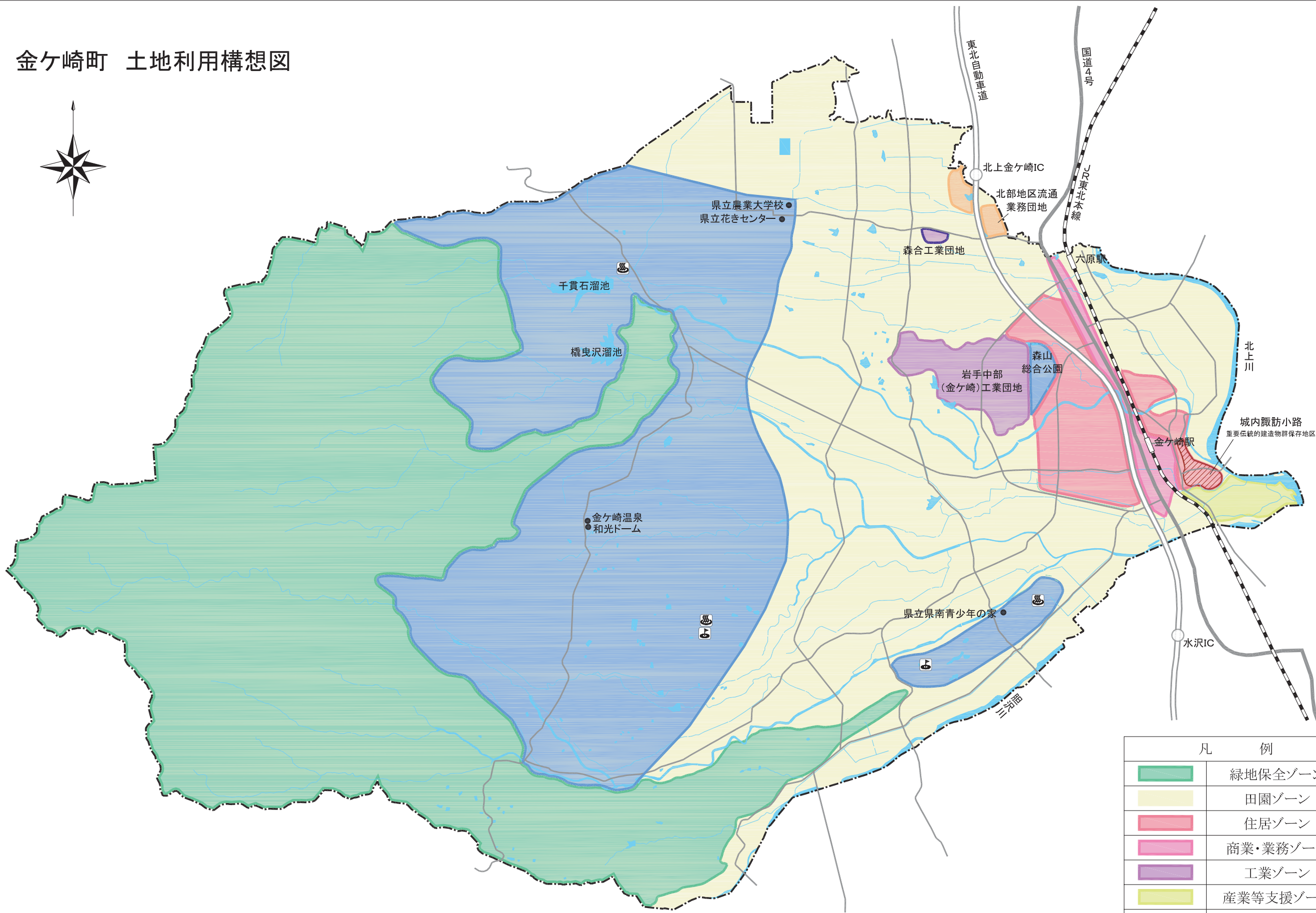
なお、以下の数値については、今後の社会経済の動向に応じて弾力的に理解されるべき性格のものである。

町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

区 分 \ 年 度	実 数 (ha)			構 成 比 (%)		
	H20	H27	H32	H20	H27	H32
農 用 地	4,946	4,928	4,913	27.51	27.41	27.33
田	3,500	3,485	3,473	19.47	19.38	19.32
畑	1,410	1,407	1,404	7.84	7.83	7.81
採草放牧地	36	36	36	0.20	0.20	0.20
森 林	7,245	7,241	7,241	40.30	40.28	40.28
原 野	6	5	5	0.03	0.03	0.03
水面・河川・水路	981	981	981	5.46	5.46	5.46
水 面	317	317	317	1.76	1.76	1.76
河 川	437	437	437	2.43	2.43	2.43
水 路	227	227	227	1.26	1.24	1.24
道 路	841	842	845	4.68	4.68	4.70
一 般 道 路	564	564	567	3.14	3.15	3.15
農 道	261	262	262	1.45	1.46	1.45
林 道	16	16	16	0.09	0.09	0.09
宅 地	777	799	812	4.32	4.44	4.52
住 宅 地	335	344	350	1.86	1.91	1.95
工 業 用 地	190	194	194	1.06	1.08	1.08
その他の宅地	252	261	268	1.40	1.45	1.49
そ の 他	3,181	3,181	3,180	17.69	17.70	17.69
合 計	17,977	17,977	17,977	100.00	100.00	100.00

注：構成比の合計は、少数点以下の端数処理上、必ずしも 100%に一致しない。

金ヶ崎町 土地利用構想図



0 500 1000 2000 3000 4000 5000m

凡 例	
	緑地保全ゾーン
	田園ゾーン
	住居ゾーン
	商業・業務ゾーン
	工業ゾーン
	産業等支援ゾーン
	複合型産業業務ゾーン
	交流ゾーン

(2) 地域別の概要

地域の区分は、地域の自然的、社会的、経済的及び歴史的条件を勘案して行うものとし、ここでは、東部、中部、西部の3地域に区分する。それぞれの範囲は次のとおりとする。

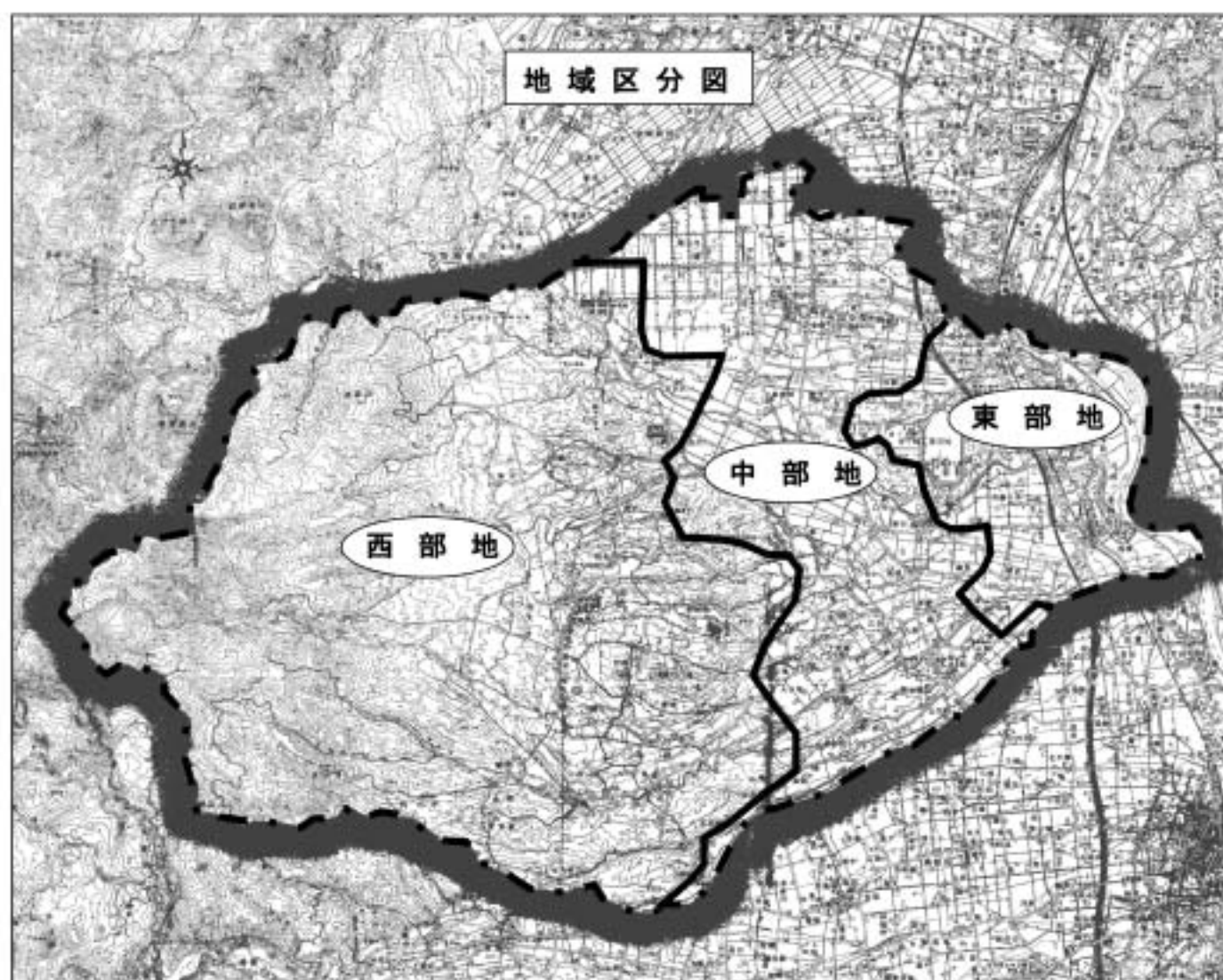
地域の区分	地域の範囲（行政区）
東 部 地 域	・城内・矢来・町上・南町・谷地上 ・谷地下・横道上・横道下・瘤木・中村 ・清水端・栄町・町下・諏訪小路・檀原 ・一の台・荒巻・森山・東町・田園パーク
中 部 地 域	・藤巻・御免・川目・高谷野原・長志田 ・遠谷巾・下百岡・上百岡・下永徳寺 ・上永沢第一・上永沢第二・下永沢第一 ・下永沢第二・二の町・上の町・二日町 ・穴持・二ツ森・金森・高谷野・上平沢 ・下平沢・改断
西 部 地 域	・和光・上永徳寺・細野・野崎・千貫石

地域別の土地利用にあたっては、地域間の均衡ある発展を基調として次の方向で進める。

計画の目標年次及び基準年次は、(1)に準ずるものとする。

平成 32 年における地域別の人口は、およそ次のとおりとする。

東部地域	8,900 人
中部地域	6,200 人
西部地域	900 人
計	16,000 人



平成 32 年における町土の地域別土地利用の概要は、次のとおりとする。

イ. 東部地域

この地域は、北上川低地の農用地が広がる当町の東側に位置し、地域の大部分が用途地域に指定されている。旧来から国道 4 号と県道胆沢金ヶ崎線の交差点付近に町の中心市街地が形成され、町役場、健康福祉センター、金ヶ崎診療所など本町の中核的な公共施設が立地するとともに、人口、商業、業務機能の集積が本町内で最も高い地域である。

北上市に近い国道 4 号沿いでは、商店や事業所、また、工業団地周辺地区等では住宅が立地している。さらに、中部地域に供用された北上金ヶ崎インターチェンジにより土地利用に関わる基礎的な条件が変化している。

今後は、都市的土地利用の需要増に対応し、北上川低地の優良な農用地の保全に配慮しつつ、秩序ある計画的な市街地形成を図るとともに、都市施設の整備を進め快適な都市環境の創出に努める。

さらにこの地域については、今後も都市化が進むと予想されることから、周辺の農業生産環境との調和のとれた開発整備を進めるため、良好な農地の保全に配慮した住居並びに商業、業務地として、用途地域、地区計画等の適正な適用により、規制誘導を図る。

また、恵まれた交通条件を活かした土地の高度利用を図るため、環境保全に配慮しながら、都市基盤の整備を充足し、企業等の立地を促進する。

北上川河川敷内については、河川氾濫区域などに対する安全性の確保を図りながら、親水性に配慮した地区の憩いの場となるような高度な土地利用が求められる。

中心地区については、総合的かつ計画的な市街地の再開発を目指し、下水道施設等の都市基盤の整備と都市機能の集積を図り、商業、業務、居住、文教等の利用を進める。このため、既存市街地周辺地区や国道 4 号周辺地区の計画的な市街地化を図るとともに、文化施設、公園緑地等の整備に必要な用地の確保に努め、本町の中心地域としての活性化や都市的機能の充実化を図るとともに、誰もがこうした都市的魅力を享受できるような公共交通施設や道路整備を促進する。

一方、工業適地用地として指定されている寺下地区については、城内諏訪小路重要伝統的建造物群保存地区の整備に係る周辺景観への保全配慮の必要性から本町の歴史的景観を一体的に確保する地域としてふさわしい土地利用の誘導を図る。

ロ. 中部地域

この地域は、当町の中央部に位置し、地域の大部分は農振農用地に指定された優良な農地であり、そのなかに集落が点在し、田園景観を形成している。一方、地域北東部の北上金ヶ崎インターチェンジの交通結節機能を活かし、産業交流機能を担う地区として、そのポテンシャルを高めている。国道 4 号を基軸に、東北縦貫自動車道の玄関口として本町の風土や歴史、自然環境等に配慮しながら、東部地域と連携した産業用地の確保を図る。

農村集落においては生活基盤の整備を進め、定住条件のより一層の向上を図るととも

に、農用地の保全、農業生産基盤の整備等を促進し、米を中心に、果樹、野菜、畜産、菌茸、花きなどを組み合わせた複合経営の展開を図る。

当地域はこれまでも農業を基幹として発展してきており、今後の動向も大きく変わらないといえる。しかし、担い手不足等による農業人口の減少、高齢化により農用地の遊休化など管理水準の低下が懸念されることから、農業生産基盤などにより優良農地として維持確保に努めるとともに、遊休化した農地についてはその流動化による新たな管理経営主体への集積を促進する。

東部地域と隣接する地区に関しては、周辺の農業生産環境との調和を図りながら、良好な農地の保全に配慮しつつ、住居並びに商工業及び業務地として土地需要に対応した適切な土地利用を図る。

また、優良な景観の保全に留意しながら、生活の利便性の確保と農村集落では快適な住居環境の整備を進め定住条件の向上を図る。

ハ. 西部地域

この地域は、当町の西部に位置し、駒ヶ岳を中心に東に伸びる丘陵地の大部分が森林として利用されており、低地には水田が点在している。

駒ヶ岳を中心とした丘陵地には農村集落が点在しこの地域の生活拠点となる地区がある。今後は、農村集落における生活基盤の整備を進め定住条件のより一層の向上を図りながら、今後その価値が増大すると思われる田園景観の保全と活用に努める。

また、農用地の保全、農業生産基盤の整備、緩傾斜地の利用等を促進し、米及び畜産を中心に、果樹、野菜、菌茸、花きなどを組み合わせた複合経営の展開を図る。

山林については、林業生産基盤と林産物などの複合経営を充実しながら、森林の保全と整備に努め、森林が有する多面的な機能の維持向上を図る。

駒ヶ岳周辺の地域については余暇を自然の中で過ごそうとする人達や温泉施設に町内外から訪れる人で賑わいを見せている。今後は自然環境の保全に努めるとともに、これからの余暇時代に対応できる保健休養スポーツ、観光、地域間交流に加え、家族みんなが利用できる統合的な機能を有する拠点としての整備を推進する。

また、駒ヶ岳から千貫石溜池にかけての自然景観の保全は重要な課題になるといえる。特に駒ヶ岳についてはその頂上付近が栗駒国定公園に指定されるなど、優れた自然環境が今日まで保全されてきた。また、この地区は町内を潤す水源でもあり、自然循環システムにかなった土地利用を考える上でも乱開発や、有害となる土地利用を避け、現在のままの姿を保全する必要がある。

3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 公共の福祉の優先

町土の永続性、有限性、基盤性を基本認識として、公共の福祉を優先するとともに、地域の特性に応じて、適正な土地利用が図られるよう、各種の規制処置、誘導処理等を通じた総合的な対策の推進に努める。

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法をはじめ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、県自然環境保全条例等の土地利用関係法と関連諸計画の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえた調整を検討する。

また、地域の社会経済条件等の変化に対応し、都市計画区域の見直しや用途地域、農業振興地域等の見直しについても検討する。

(3) 地域整備施策の推進

第九次金ケ崎町総合発展計画の基本理念の達成を目指し、農村的なゆとりと都市的な活力が調和した、生産生活諸活動の基盤となる交通通信体系、生活環境施設等の総合的な環境整備を進めるとともに、農林業、商工業、観光を一体とした産業の振興を図る。

また、身近な自然環境を保全・活用し、自然と調和した均衡ある地域整備の推進を図る。

(4) 町土の保全と安全性の確保

イ. 防災面からの適正な土地利用の誘導

町土の保全と安全性の確保のため、地形等自然条件と土地利用配置との適合性並びに砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域等に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図る。

また、都市機能の集積している地域の安全性を確保するため、市街地の整備にあたっては、オープンスペースの創出や道路の拡幅など計画的な土地利用を図る。

ロ. 総合的な治水対策の推進

低標高地帯の農地や市街地を水害から守るため、各河川の改修整備により流下能力の維持・向上を促進するとともに、流域における保水・遊水機能を高め流出抑制の効果を上げる施設の整備を推進する。

ハ. 総合的な治山対策の推進

森林の持つ町土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、保安林及び治

山施設の整備、林野火災の防止対策を進めるとともに、林道等必要な施設の整備、森林管理への町民の理解と参加、生活環境の向上、林業の担い手の育成を図るなど、森林管理のための基礎条件を整備することにより森林の管理水準の向上を図る。

（５）環境の保全と快適な町土の形成

イ．歴史的環境の保全と活用

歴史的風土の保全、文化財の保護等を図るため、必要な開発行為等の規制を行う。

特に文化財の保護には十分に配慮するものとし、町民、観光客の文化愛護意識の向上に努めるとともに、発掘調査の推進、史跡の保存管理の徹底を図る。

また、風致の維持を図るとともに、歴史豊かなまちなみづくりを進めるため、各種制度や法令の適切な活用・運用に努める。

ロ．自然環境の保全と活用

水と緑の豊かな自然に包まれた潤いのある町土を形成するため、駒ヶ岳周辺における森林の保全、北上川をはじめとする水辺空間の有効利用を図る。

市街地においては緑地等公共空間の積極的な保全・創出により、ゆとりある快適な環境を整備するとともに、集落においては農村の良さを活かしたぬくもりのある田園景観の保全を図る。

ハ．公害の防止

良好な環境を保全するため、各種開発行為については事前に環境影響などを検討し、土地利用の適性化を図る。また、廃棄物の発生の抑制とリサイクルを推進する。

東北縦貫自動車道及び国道４号をはじめとする幹線道路等交通施設周辺などにおいては緑地等緩衝機能の整備や沿道にふさわしい施設の誘導などにより、土地利用の適正な運用に努める。

河川における良好な水質の維持に資するため、緑地その他の自然環境の保全を図るよう適正な土地利用に努めるとともに、生活排水処理対策等による水質の汚濁防止を行う。

二．土地利用の適正配置

環境の保全を図るため、住居系、農林業系、工業系、商業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導等を推進する。

（６）土地利用転換の適正化

イ．農用地の利用転換

農用地の利用転換を行う場合には、食糧生産の確保、農業経営の安定及び地域農業に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との調整を図りつつ、無秩序な転用による土地利用の混在化を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮する。

ロ. 森林・原野の利用転換

森林の利用転換を行う場合には、森林の公益的機能の維持と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等を防止することを十分に考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。

また、原野の利用転換を行う場合には自然環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。

ハ. 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換については、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、町土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しながら、土地利用の適性化を図る

また、金ヶ崎町総合発展計画、公共施設の整備計画、公共サービスの供給計画等との整合を図る。

(7) 土地の有効利用の促進

イ. 農用地

農用地については、農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、利用度の低い土地については、有効利用を図るため流動化や集団化など必要な措置を講ずる。

また、農業を担う意欲的な人材の養成を促進し、労働力不足による農用地の耕作放棄地化を事前に防止し、地域特性を活かした農用地の多面的な活用を図りながら農用地の保全に努める。

ロ. 森 林

木材生産等の経済的機能及び公益的機能を増進するため、森林資源の整備を計画的に推進する。その際、自然とのふれあいの場、野外レクリエーションの場等としての利用を積極的に推進し、森林や自然環境に対する理解の向上を図る。

ハ. 原 野

原野については、防災上あるいは自然環境及び景観形成上、保全する必要性が認められるものを除き、他の用途への転換・活用を促進し、その有効利用を図る。

二. 水面・河川・水路

町内を流れる河川については、治水及び利水機能を発揮するための整備を促進するとともに、町の快適な環境の形成に活かすため、水面、河川敷、堤防、橋梁等の魅力づくりや活用を図り、町民の憩いの場として有効な利用を進める。

ホ. 道 路

一般道路については、町民の日常生活と密着な関連をもつ町道や、産業経済等の振興

発展の基盤となる国道・県道の広域交通との体系的な整備を推進するとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。また、交通路としての機能のみでなく、快適空間、生活空間及び防災空間としての役割を持つよう整備しながらその有効利用を図る。さらに、農道や林道については、一部ハイキングや散策などのレクリエーション的活用にも供する。

ハ. 宅 地

住宅地については、居住環境の整備と低未利用地の有効利用を推進するとともに、公共及び民間による計画的な宅地開発の促進を図る。

既成市街地については、市街地の再開発等を促進するとともに、防災性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮する。

工業用地については、広域交通網の整備に伴う工業立地の優位性を活かし、北上金ヶ崎インターチェンジを中心に、生産効率と周辺環境に配慮した複合型産業用地を確保し、立地誘導に努める。また、岩手中部（金ヶ崎）工業団地内の未操業用地についても有効利用を図るため、立地誘導に努める。

事務所・店舗用地をはじめとするその他の宅地については、未利用地の有効利用を推進する。

ト. その他

公共・公益施設については、町民ニーズや社会経済条件の変化を的確に把握し、各種の交流・行事や防災空間として活用できる広場などを併設して、多目的な利用を可能とする適正配置とその用地の確保に努める。

（８）町土に関する調査の実施

適切な町土の利用に資するため地籍調査などすでに実施した調査成果の管理・活用を図るとともに、必要に応じて自然環境調査など町土に関する基礎的な調査を推進し、関連各種情報の収集を行う。

また、町土の適正な利用や保全について、町民の理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果や情報の提供・普及及び啓発を図る。